

個人住民税(市民税・県民税)が変わります

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 📠229-3331

平成31年6月30日まで1年6カ月延長 住宅ローン控除

個人住民税における住宅ローン控除の対象期間が延長されました。

控除期間 10年間

住宅ローン控除とは 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、住民税から控除するものです。

| | 居住開始年月日 | 住宅区分 | 所得税 | | | | 個人住民税の控除限度額 |
|----|------------------|------|---------|-------|----------|-------|--|
| | | | 借入限度額 | 控除率 | 各年の控除限度額 | 最大控除額 | |
| 現行 | 平成26年1月～3月 | 一般住宅 | 2,000万円 | 1.00% | 20万円 | 200万円 | 所得税の課税総所得金額等×5%(最高9万7,500円) 【控除限度額の内訳】 市民税 5万8,500円(課税総所得金額等の3%相当額) 県民税 3万9,000円(課税総所得金額等の2%相当額) |
| | | 認定住宅 | 3,000万円 | 1.00% | 30万円 | 300万円 | |
| | 平成26年4月～平成29年12月 | 一般住宅 | 4,000万円 | 1.00% | 40万円 | 400万円 | 所得税の課税総所得金額等×7%(最高13万6,500円) 【控除限度額の内訳】 市民税 8万1,900円(課税総所得金額等の4.2%相当額) 県民税 5万4,600円(課税総所得金額等の2.8%相当額) |
| | | 認定住宅 | 5,000万円 | 1.00% | 50万円 | 500万円 | |
| 延長 | 平成30年1月～平成31年6月 | 一般住宅 | 4,000万円 | 1.00% | 40万円 | 400万円 | 所得税の課税総所得金額等×7%(最高13万6,500円) 【控除限度額の内訳】 市民税 8万1,900円(課税総所得金額等の4.2%相当額) 県民税 5万4,600円(課税総所得金額等の2.8%相当額) |
| | | 認定住宅 | 5,000万円 | 1.00% | 50万円 | 500万円 | |

※平成26年4月から平成31年6月までの欄の金額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に適用となります。(それ以外の場合は平成26年1月から3月までの欄の金額と同様です)

※認定住宅とは、認定長期優良住宅と認定低炭素住宅のことです。

寄附金税額控除の特例控除限度額の引き上げ

基本控除に加算される特例控除額の上限が、個人住民税の所得割額(調整控除後の所得割額)の10%から20%に拡充されました。

| | 住民税適用課税年度 | 特例控除額の上限 |
|-----|---------------|----------|
| 現行 | 平成21年度～平成27年度 | 所得割額の10% |
| 改正後 | 平成28年度～ | 所得割額の20% |

平成27年4月1日以後の寄附金から適用 ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告の不要な給与所得者などがふるさと納税をすると、所得税の確定申告を行わずに寄附金控除を受けられる制度です。

HP [総務省ふるさと納税](#)

対象外のもの(確定申告が必要です)

- 平成27年1月1日～3月31日までに寄附したふるさと納税
- ふるさと納税の自治体数が5団体を超える場合

ふるさと納税手続きの流れ

